

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する

規則 (環境管理課) 三三五ハ

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則 (医療福祉連携推進課) 三三五

告示

特別保護地区の保護に関する指針案等の縦覧

告示 (環境企画課) 三三六

公示

平成二十九年製菓衛生師試験の実施

公示 (生活衛生課) 三三八

大規模小売店舗の新設の届出に関する件 (商業・金融課) 三三九

基本測量の実施 (用地課) 三三〇

公共測量の実施 (同) 三三一

規則

第二千八百四十九号

平成二十九年五月二十三日

(火曜日)

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十三号

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県ゴルフ場の環境管理に関する規則(平成十二年岐阜県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別表二の項第一号中「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針について(平成二年五月二十四日付け環水土第七十七号環境庁水質保全局長通知)」を「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針(平成二十九年三月九日付け環水土発第一七〇三〇九一号環境省水・大気環境局長通知)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十四号

岐阜県医学生修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県医学生修学資金貸付規則（平成二十年岐阜県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「受けている」を「受け、又は受けようとする」に改め、同項の表第二種修学資金の項中「以外の大学」の下に「（自治医科大学を除く）」を加え、「県内出身者（学校教育法第一条に規定する高等学校（以下「高等学校」という。）の在学期間中、岐阜県内に居住していた者又はこれに準ずる者をいう。）」を「者」に改める。

第五条第五号中「卒業した高等学校」を「直近に在学していた学校教育法第一条に規定する学校」に改める。

第七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の事情があると認める場合は、一人の保証人を立てれば足りる。

第十条第一項第六号中「住所若しくは職業」を「若しくは住所」に改める。

第十四条第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同項の規定により修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）」を「業務従事期間」に、「同項の規定により知事が指定する医療機関において勤務する期間（以下「指定勤務期間」という。）」を「指定勤務期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合において、第一種修学資金の借受人が、知事が指定する医療機関において勤務する期間（以下「指定勤務期間」という。）のうち知事が定める期間を医師不足の状況を踏まえ知事が特に指定する医療機関において勤務したときは、同項の規定により修学資金の返還債務の全部を免除するものとされる要件である業務に従事した期間（以下「業務従事期間」という。）のうち知事が定める期間、当該業務に従事することを要しない。

別記第一号様式中

貸付金		借入金	
第一種修学資金		第二種修学資金	
円額	円額	円額	円額
入学金相当額	田	田	田
授業料相当額	田		
奨学金相当額	田		

を

貸付金		借入金	
第一種修学資金		第二種修学資金	
円額	円額	円額	円額
入学金相当額	田	田	田
授業料相当額	田		
大学卒業までの貸付期間	年 月から 年 月まで		
今回申請期間及び申請額	年 月から 年 月まで		

に改める。

別記第五号様式中「（改修）」及び「（所住地）」を削る。
別記第十四号様式中「~~返還期間~~」を「~~返還期間~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第十四条第二項の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

告 示

岐阜県告示第二百八十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定をするため、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案並びにこれらの縦覧場所を公告する。

なお、同法第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第五項の規定により、当該区域に係る住民及び利害関係人は、平成二十九年五月二十三日から同年六月六日までの間に当該指針の案について、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 特別保護地区の名称及び区域

名称	区	域
川尻特別保護地区	揖斐郡揖斐川町東横山地区内の国道三〇三号と横山ダム天端にある管理用通路との交点を起点とし、同所から同通路を西進し町道藤橋西横山線との交点に至り、同所から同町道を北進し国道三〇三号との交点（奥いび湖大橋西詰め）に至り、同所から同国道を北西進したのち西進し更に南西進し町道川尻線との交点に至り、同所から同町道を西進したのち北進し更に北東進し林道川尻線との交点に至り、同所から同林道を東進し国道四一七号との交点に至り、同所から新川尻橋を経て起点に至る線により囲まれた区域	川尻特別保護地区
初河特別保護地区	郡上市白鳥町石徹白地区内の初河谷と石徹白川左岸との交点を起点とし、同所から同川左岸を西北進し初河谷とスゴノ谷とを分ける稜線との交点に至り、同所から同稜線を北東進し初河山三角点（標高一、五八七・六メートル）を経て高山市の境界との交点（丸山三角点（標高一、七八六メートル））に至り、同所から同境界を東南進し初河谷との交点に至り、同所から同谷を南西進し起点に至る線により囲まれた区域	初河特別保護地区
ひるがの高原特別保護地区	郡上市高鷲町ひるがの地区内の市道戸谷線と国道一五六号との交点を起点とし、同所から同国道を南西進し市道農野谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道アマガ谷線との交点に至り、同所から同市道を北進し市道戸谷線との交点に至り、同所から同市道を東進し起点に至る線により囲まれた区域	ひるがの高原特別保護地区
虎渓山特別保護地区	平成十六年五月十八日現在の虎渓山風致地区の区域	虎渓山特別保護地区
城山特別保護地区	昭和四十五年七月十日岐阜県告示第六百七十九号による高山市都市計画公園（城山公園）の区域	城山特別保護地区
塩屋大谷特別保護地区	飛驒市宮川町地内の孫十郎尾国有林二一六林班口小班及び二一七林班イ小班の区域	塩屋大谷特別保護地区
<p>二 特別保護地区の存続期間</p> <p>平成二十九年十一月一日から平成三十九年十月三十一日まで</p> <p>三 特別保護地区の保護に関する指針の案</p>		
川尻特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護	当該区域を含む地域は、奥いび湖を中心とした地域で
初河特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護	当該区域を含む地域は、湿原植物群生地及び低かん木類が点在する変化に富む地域であり、オオジシギ、ホオアカ、サンショウウイなど希少鳥類の良好な繁殖地である。特に営巣、採餌等に適した当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する希少鳥類の生息環境を保全する。
ひるがの高原特別保護地区	集団繁殖地の保護	当該区域を含む地域は、シデコブシをはじめとする広葉樹林等が分布する丘陵地帯であり、キジバト、ヒヨドリ、メジロ等の身近な鳥類が多数生息している。特に自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最適である当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥類の生息環境を保全する。
虎渓山特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護	当該区域を含む地域は、市街地に隣接する天然広葉樹林が分布する丘陵地帯であり、キジバト、メジロ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に自然とのふれあいや鳥類の観察の場として最適である当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
城山特別保護地区	身近な鳥獣生息地の保護	当該区域を含む地域は、天然落葉広葉樹林及び天然針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジバト、カワセミ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている天然落葉広葉樹林からなる当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。
塩屋大谷特別保護地区	森林鳥獣生息地の保護	当該区域を含む地域は、天然落葉広葉樹林及び天然針葉樹林が分布する林相の変化に富む地域であり、キジバト、カワセミ、キツネをはじめとする多種多様な鳥獣が生息している。特に良好な鳥獣の生息環境となっている天然落葉広葉樹林からなる当該区域について、特別保護地区に指定し、生息する鳥獣の生息環境を保全する。

全する。

四 一から三までに掲げる事項の縦覧場所

名称	縦覧場所	備考
川尻特別保護地区	岐阜県環境生活部環境企画課 揖斐川町役場	岐阜県揖斐県事務所環境課
初河特別保護地区	岐阜県環境生活部環境企画課 郡上市役所	岐阜県中濃県事務所環境課
ひるがの高原特別保護地区	岐阜県環境生活部環境企画課 郡上市役所	岐阜県中濃県事務所環境課
虎渓山特別保護地区	岐阜県環境生活部環境企画課 多治見市役所	岐阜県東濃県事務所環境課
城山特別保護地区	岐阜県環境生活部環境企画課 高山市役所	岐阜県飛騨県事務所環境課
塩屋大谷特別保護地区	岐阜県環境生活部環境企画課 飛騨市役所	岐阜県飛騨県事務所環境課

岐阜県告示第二百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年五月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

公 示

平成二十九年製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条第一項の規定により、次のとおり製菓衛生師試験を実施します。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 試験日時

平成二十九年九月十五日（金） 午後二時から

二 試験場所

岐阜県庁大会議室（岐阜市藪田南二丁目一番一号）及びワークプラザ岐阜（岐阜市鶴舞町二丁目六番地七）のうち岐阜県が指定する場所

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者であつて、

一般国道 三百六十 五号	大垣市上石津町下多良字 北川原二七四番二地先 から	同 市同 町同 地先 で	後	前
			一九・六 三三・九	三九・二
			三三・七 三四・四	三九・二

製菓衛生師法第五条第一号の規定により指定を受けた製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの

2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの

五 受験手続

1 受験願書等配布期間

平成二十九年六月九日(金)から同年七月七日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

2 受験願書受付期間

平成二十九年七月三日(月)から同月七日(金)までの午前九時から午後五時まで

なお、郵送による受験申込みは、平成二十九年七月三日(月)から同月七日(金)までの消印のあるもの限り受け付けます。

3 受験願書の配布場所及び受付場所

県保健所(保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。)、岐阜市保健所及び岐阜県健康福祉部生活衛生課

なお、郵送により受験願書等を提出する場合は、書留又は簡易書留とし、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きして、岐阜県健康福祉部生活衛生課(〒500-8570 岐阜市数田南二丁目一番一号)に送付してください。

4 提出書類

(一) 受験願書 一通

(二) 履歴書 一通

(三) 学校教育法第五十七条に規定する者であることを証明する書類 一通

(四) 製菓衛生師法第五条第一号の規定により指定を受けた製菓衛生師養成施設の卒業證書の写し(原本を持参すること。若しくは卒業証明書又は菓子製造業従事証明書 一通)

(五) 写真(出願前六か月以内に、正面から撮影した縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので脱帽、上半身、無背景のもの。裏面に撮影年月日及び氏名を記載すること。) 一枚

(六) 菓子製造(一級又は二級)に係る技能検定合格證書の写し(製菓衛生師試験基準(平成十二年厚生省告示第二百七十号)第三項の規定により、試験の一部につ

いて免除を受けようとする場合に限り、原本を持参すること。) 一通

六 受験手数料

九千四百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納付してください(消印しないこと。)

七 合格発表

平成二十九年十月六日(金) 午前十時

県庁、県保健所及び岐阜市保健所の掲示板に掲示するほか、合格者には合格證書を送付します。

また、同日、岐阜県ホームページにも合格者の受験番号を掲載します。

八 試験結果の提供

製菓衛生師試験の結果については、次のとおり受験者に提供します。

1 提供する試験結果

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合格発表の日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口(県庁二階。電話〇五八二七二一一一 内線二二九六)及び県保健所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

九 その他

1 受験手数料は、申込みを取り消した場合でも返還できません。

2 詳細については、県保健所、岐阜市保健所又は岐阜県健康福祉部生活衛生課(電話〇五八二七二一一一 内線二五六七)に問い合わせてください。

大規模小売店舗の新設に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十九年五月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年五月八日

二 届出者の氏名又は名称

イオンタウン株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンタウン本巢

本巢市政田字下西浦一九八六番 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成三十年一月九日

五 店舗面積

八、七七七平方メートル

六 駐車場の収容台数

五七一台

七 荷さばき施設の面積

一九五平方メートル

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（成果不整合地域における基準点改測）

三 作業期間

平成二十九年六月五日から
平成三十年二月二十四日まで

四 作業地域

恵那市

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

三 作業期間

平成二十九年六月五日から
平成三十年二月二十四日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十九年六月五日から

平成三十年二月二十四日まで

四 作業地域

岐阜市、多治見市、関市、美濃市、恵那市、土岐市、本巢市、郡上市、海津市、不破郡垂井町、不破郡関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町及び加茂郡八百津町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により海津市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

海津市

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業期間

平成二十九年六月一日から

平成三十年三月三十一日まで

四 作業地域

海津市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により神戸町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

神戸町

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業期間

平成二十九年六月一日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

安八郡神戸町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年五月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（道路台帳図作成）

三 作業期間

平成二十九年四月二十六日から

平成三十年三月二十三日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

平成二十九年五月二十三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社